

令和6年度4月改訂版

特定不妊治療費助成のご案内

体外受精や顕微授精の費用の一部を助成します



福井県 不妊治療



申請窓口・助成金申請に関するお問い合わせ先

福井市以外にお住まいの方

県 福井健康福祉センター	福井市西木田2丁目8-8	0776-36-3429
県 坂井健康福祉センター	あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0609
県 奥越健康福祉センター	大野市天神1-1	0779-66-2076
県 丹南健康福祉センター	鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
県 丹南健康福祉センター 武生保健福祉部	越前市上太田町41-5 南越合同庁舎1階	0778-22-4135
県 二州健康福祉センター	敦賀市開町6-5	0770-22-3747
県 若狭健康福祉センター	小浜市四谷町3-10	0770-52-1301

福井市にお住まいの方

福井市保健所 地域保健課	福井市西木田2丁目8-8	0776-33-5185
--------------	--------------	--------------



福井県

健康福祉部こども未来課

TEL 0776-20-0286

1 助成対象となる方

以下のすべての要件を満たす方

- ・治療期間の初日に法律上の婚姻をしている夫婦、または事実婚の夫婦
- ・治療期間の初日の妻の年齢が42歳以下
- ・申請日に夫婦の両方またはいずれかが福井県内に住所を有する

1回あたりの自己負担額が6万円を超えないよう助成

2 助成内容

助成対象治療 助成金額・助成回数

① 保険適用となる特定不妊治療^(※1) (先進医療^(※2)) を組み合わせる場合を含む

※1 体外受精および顕微授精 (男性不妊治療を含む)

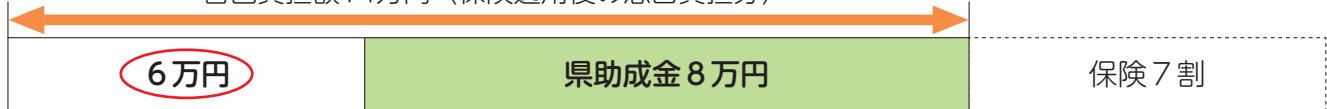
※2 対象となる先進医療については県ホームページをご覧ください。

【助成金額】 「自己負担額 - 6万円」と「自己負担額 × 1/2」のうち高い方の金額

【助成回数】 医療機関での保険適用の回数が終了するまで (年度内の回数制限なし)

例1

自己負担額14万円 (保険適用後の窓口負担分)



<助成金額の算定方法> 自己負担額14万円 - 6万円 = 8万円…㊦
自己負担額14万円 × 1/2 = 7万円…㊧
㊦と㊧を比較して高い方の金額8万円が助成金額 (=申請額)

先進医療を自費診療と組み合わせた方もこちら

② 「国で審議中の技術」^(※3) と組み合わせて実施する特定不妊治療

※3 対象となる「国で審議中の技術」については県ホームページをご覧ください。

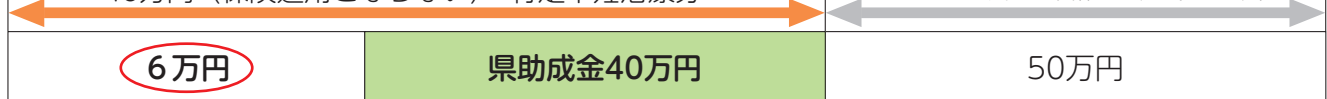
【助成金額】 「特定不妊治療の自己負担額 - 6万円」と「特定不妊治療の自己負担額 × 17/20」のうち高い方の金額 ※「国で審議中の技術」自体に要した費用は助成対象外

【助成回数】 年度内1回まで

例2

46万円 (保険適用とならない) <特定不妊治療分>

国で審議中の技術 → 助成対象外



<助成金額の算定方法> 自己負担額46万円 (特定不妊治療分) - 6万円 = 40万円…㊦
自己負担額46万円 (特定不妊治療分) × 17/20 = 39万1千円…㊧
㊦と㊧を比較して高い方の金額40万円が助成金額 (=申請額)

③ 保険適用の回数が終了した後の特定不妊治療

【助成金額】 「自己負担額 - 6万円」と「自己負担額 × 17/20」のうち高い方の金額

【助成回数】 年度内3回まで

例3

自己負担額46万円 (保険適用とならない)



<助成金額の算定方法> 自己負担額46万円 - 6万円 = 40万円…㊦
自己負担額46万円 × 17/20 = 39万1千円…㊧
㊦と㊧を比較して高い方の金額40万円が助成金額 (=申請額)

3 治療期間の考え方

特定不妊治療には下表のA～Hの8つのステージがあります。実施した治療がどのステージにあたるかは医療機関にご確認ください。それぞれのステージが終了した段階で「1回の治療」とカウントします。1回の治療ごとに助成金の申請をしてください。

治療内容	採卵まで			採精(夫)	受精(培養)	胚移植						妊娠の確認	精巣内精子採取の手術(夫)
	薬品投与(点鼻薬)	薬品投与(注射)	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
						胚移植	補充療法		薬品投与	胚移植	補充療法		
①新鮮胚移植													
②凍結胚移植													
③以前に凍結した胚による胚移植													
④体調不良等により治療終了													
⑤受精できず、または異常受精等により中止													
⑥採卵したが、卵が得られない、または状態の良い卵が得られず中止													
⑦卵胞が発育しない、または排卵終了のため中止													
⑧採卵準備中、体調不良等により治療中止													

【保険適用の治療の場合】 高額療養費や付加給付の還付の確認について

- 加入している医療保険から、高額療養費の支給や付加給付を受けられる方は、その給付額が分かる書類（決定通知書や振り込まれた通帳の写し等）の提出が必要です。
- これらの給付は医療保険によって、手続きなしで自動給付される場合と、申請手続きを行い支給される場合がありますので、助成申請前にご確認ください。

※申請時に付加給付の有無の確認のため、保険者名を確認する場合があります。

※助成金支給後にそれらの受給が判明した場合は、助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。

【高額療養費とは】

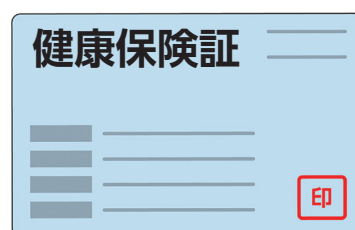
医療機関や薬局の窓口で支払った自己負担額が上限額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。上限額は所得に応じて決められています。

【付加給付とは】

自己負担額が高額になった場合に、高額療養費とは別に、各医療保険が定めた基準に従って独自に行われる給付です。医療保険によって付加給付制度の有無や名称が異なります。

※診療月の2～3か月後に口座に自動給付される場合が多いです。

高額療養費・付加給付の還付の確認について、詳細はこちら➔



(高額療養費・付加給付がある場合の例)

自己負担額14万円(保険適用後の窓口負担分)
➔ 4万円(高額療養費還付後)

2万円	県助成金 2万円	付加 給付分	高額療養費 還付分	保険 7割
------------	-----------------	-----------	--------------	-------

<助成金額の算定方法>

高額療養費等還付後の自己負担額 4万円 - 6万円 = 0万円…⑦

高額療養費等還付後の自己負担額 4万円 × 1/2 = 2万円…①

⑦と①を比較して高い方の金額 2万円が助成金額 (=申請額)



助成対象となる方や助成内容の詳細については、県ホームページをご覧ください。

4 申請期限

- 1回の治療が終了した日の翌日から7か月以内に必要書類を申請窓口へ提出してください。

5 申請窓口（住所等は表紙に記載）

- 福井市以外にお住まいの方 → 県健康福祉センター（住所地に関係なく受け付けます）
- 福井市にお住まいの方 → 福井市保健所 地域保健課



6 申請書類 ※福井市にお住まいの方は必要書類が異なりますので、福井市ホームページをご確認ください。

必要書類	備 考
1 特定不妊治療費助成申請書 (様式第1号)	
2 医療機関の受診等証明書 (様式第2号)	医療機関に記入してもらい提出
3 特定不妊治療の領収書	原本を提出（確認後、申請者へ返却）
4 世帯全員の住民票（原本）	・発行日から3ヶ月以内 ・ 続柄記載のもの ・マイナンバー記載のないもの ・ 事実婚の方は 両人の住民票が必要
5 戸籍謄本（原本）	・初回助成申請時に提出（2回目以降は不要） ・発行日から3ヶ月以内のもの ・ 事実婚の方は 両人の戸籍謄本が必要
6 債権債務者登録・変更申請書、 金融機関の通帳の写し	・初回助成申請時に提出（2回目以降は不要） ・口座変更や前回申請から3年以上経過している方は必要
7 【治療終了後に高額療養費や 付加給付の還付を受けた方】 決定通知等、還付された金額が 分かる書類の写し	ご加入の医療保険により、給付内容が違います。 詳細は裏面【高額療養費や付加給付の還付の確認について】 および県ホームページをご確認ください。
その他必要書類<以下に該当する方は追加で書類を提出してください>	
【住民票で夫婦関係が確認できない外国人の方】 →日本国籍を持つ配偶者の戸籍抄本または婚姻証明書 ※領事館、大使館、本国等が発行した公的な証明書、いずれも発行日から3か月以内	
【事実婚の方】 →事実婚関係に関する申立書・意向確認書を提出	

※1、2、6（債権債務者登録・変更申請書）、事実婚関係に関する申立書・意向確認書の様式は、県健康福祉センター窓口、または県こども未来課ホームページにあります。

※県健康福祉センターで書類の複写は行いません。必要な方は申請前にその写しを取ってください。

7 県内の特定不妊治療実施医療機関

医療機関名	住所	電話番号
西ウイミズクリニック	福井市木田2丁目2102	0776-33-3663
福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3	0776-61-3111
本多レディースクリニック	福井市宝永4丁目2-18	0776-24-6800
ふくい輝クリニック	福井市大願寺2丁目9-16	0776-50-2510

8 相談窓口

【女性の健康相談】

助産師が、不妊・不育に関する相談や、妊娠・出産・月経不順・更年期症状等の女性特有の心身の相談にお応えします。お気軽に下記番号にお電話ください。また、福井県看護協会ホームページも参照ください。

【不妊に関する面接相談（医師・助産師）】

予約制ですので、事前に下記番号にお電話ください。日時・場所等の詳細についてはお問合せください。

無料相談専用ダイヤル ☎ 0776(54)0080
(毎週月・水曜日 13:30~16:00)

専用メールアドレス jkenkou@kango-fukui.com
(対応は相談時間内)